

(平成26年10月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月

年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、A社から提出された厚生年金保険加入履歴における標準報酬月額記録よりも低いことが分かった。年金記録が誤っていると思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は6万8,000円と記録されている。

しかし、申立人から提出されたA社に係る厚生年金保険加入履歴によると、申立期間の標準報酬月額は8万6,000円と記録されている。

また、上記加入履歴について、A社は、「厚生年金保険加入履歴は、当時、自社で使用していた紙台帳（厚生年金保険被保険者台帳）を基に作成されている。当該台帳に記載されている標準報酬月額に基づき保険料を算出していたため、申立期間については、標準報酬月額8万6,000円に見合う厚生年金保険料を給与から控除したものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（8万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業主は、保険料を納付したとしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月21日
② 平成19年6月21日
③ 平成20年6月23日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与計算書により、申立人は、申立期間において、いずれも150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8690

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 21 日
② 平成 19 年 6 月 21 日
③ 平成 20 年 6 月 23 日
④ 平成 21 年 6 月 19 日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与計算書により、申立人は、申立期間において、いずれも150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8691

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月21日
② 平成19年6月21日
③ 平成20年6月23日
④ 平成21年6月19日

私は、申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、賞与の記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与計算書により、申立人は、申立期間において、いずれも150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年9月1日と認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社B支店に平成3年8月に入社し、翌年に退職するまで継続して勤務した。

しかし、自分の年金記録を確認したところ、A社を平成3年8月31日に資格喪失し、関連会社のC社で同年9月1日に資格取得しており、1日の空白があることが分かった。

C社は、A社の関連会社であり、異動はしたが退職した覚えは無いので、申立期間について、同社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶するA社B支店の同僚は、「A社B支店からC社へ申立人と一緒に異動した。A社B支店の従業員は7人か8人であったが、同社同支店の従業員は籍だけではあるが、全員C社へ異動した。異動日は9月1日であり、勤務地、勤務内容、雇用形態及び給与形態に変更は無かった。」と証言している。

また、A社の複数の同僚は、「空白期間ができたことについては、事務担当者のミスであり、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていた。A社とC社は、関連会社であり、9月1日に異動した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年9月1日と認められる。

なお、オンライン記録において、平成3年8月は、厚生年金保険法第19条第2項の規定（同月得喪）により、既に厚生年金保険被保険者期間とされている。

中部（愛知）国民年金 事案 3772

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から62年6月まで

私が大学生であった20歳（昭和49年*月）の頃、A町に居住していた母親から「成人になったのだから、払うべきものは、きちんとしておかなければならない。払っておいたよ。」と言われたことや、年金手帳のようなものを見せてもらったことを覚えている。この記憶から、母親が同町で私の国民年金加入手続きを行い、大学卒業（53年3月）まで国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

大学卒業後は、私はB市C区に居住しており、国民年金保険料を納付した記憶は無いが、婚姻（昭和54年9月）した翌年に同市D区の自宅に保険料の納付期限（2年）が過ぎると納付不能となる旨の文書が届いたので、妻が同市同区の金融機関の窓口で昭和53年度の保険料を一括納付し、同様に54年度及び55年度の保険料も窓口で一括納付したはずである。当時は、婚姻して間がなく、経済的にも楽ではなかったが、合計でかなりの保険料額であったことを覚えており、年金の権利を失ってもよいとは考えていなかったもので、婚姻後は、しっかりと保険料を納付していた。公的な機関が個人のいわば財産管理にあたる記録のバックアップを行っていなかったことが信じられない。申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間のうち、昭和49年6月から53年3月までの国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっていることから、申立人に係る加入手続き及び当該期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の国

民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の手帳記号番号は昭和 63 年 7 月頃に E 市で払い出されたと推認され、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の加入手続が初めて行われ、53 年 4 月 1 日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日が同年 4 月 1 日と記載されていることとも符合する。このため、申立人は、申立期間のうち、49 年 6 月から 53 年 3 月までは、国民年金に未加入であり、申立人に対して納付書が送付されたとは考え難く、母親が当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、婚姻（昭和 54 年 9 月）した翌年に B 市 D 区の自宅に国民年金保険料の納付期限（2 年）が過ぎると納付不能となる旨の文書が届いたので、妻が同市同区の金融機関の窓口で昭和 53 年度の保険料を一括納付し、同様に 54 年度及び 55 年度の保険料も窓口で一括納付したとしているものの、上述のとおり、申立人の加入手続は 63 年 7 月頃に初めて行われたものとみられ、婚姻した翌年においては国民年金に未加入であったため、53 年度から 55 年度までの保険料を納付することはできなかったものと考えられるほか、当該加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、53 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料については、既に 2 年の時効が成立しており、妻が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 62 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料は平成元年 10 月に、その後の昭和 63 年度及び平成元年度の保険料は、それぞれ 2 年 7 月及び同年 12 月に過年度保険料として一括で納付されていることが確認でき、申立人及び妻の記憶は、これらの保険料納付に係るものとも考えられるところ、納付日の最も早い元年 10 月（加入手続が行われた翌年）の時点においては、申立期間のうち、前述の昭和 53 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料に加えて、同年 4 月から 62 年 6 月までの保険料についても、既に時効が成立していることから、妻が当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人の年金記録については、オンライン記録のみならず、申立人が居住する E 市の国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、母親及び妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）国民年金 事案 3773（愛知国民年金事案 43、1602、2351、3088、3449、3508、中部（愛知）国民年金事案 3591 及び 3689 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から50年12月まで

私は、国民年金に加入したいと思い、昭和50年12月頃に加入手続をA市で行った。この時、過去の国民年金保険料を納付できる特例があると聞き、その場で3万6,500円の保険料を同市役所で納付し、その領収書に押されていた印鑑の名前がB又はCであったことを記憶している。どの期間の保険料であるかは聞かなかったが、後日送付された国民年金手帳には「初めて被保険者となった日」が41年2月1日とされており、自分としてはその時点まで遡って納付したつもりでいた。

これまで8回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知を受け取った。

今回、新たな情報や関連資料は無いが、以前から申し立てているようにA市で加入手続を行った際、その場で3万6,500円の国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで8回、年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時。平成25年5月以降は、年金記録確認中部地方第三者委員会）に申立てをしており、これら申立てにおいては、国民年金保険料が納付済みとされている昭和50年4月から同年12月までの期間を申立期間に含める（2回目、3回目及び5回目から8回目まで）、又は含めない（初回及び4回目）の違いはあるものの、その主張は、国民年金加入手続を行った同年12月頃にA市役所で申立期間の

保険料（3万6,500円）を納付した記憶があるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしいとするものである。

初回の申立てについては、年金記録確認愛知地方第三者委員会において、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和50年12月時点において、特例納付保険料及び過年度保険料を併用して申立期間の保険料を納付した場合、保険料額が約10万円となり、申立人の主張する3万6,500円とは大きく相違していること、ii) 当時、A市役所では特例納付保険料及び過年度保険料の収納の取扱いを行っていなかったこと、iii) 申立期間のうち、48年4月から同年9月までは、50年12月時点では第2回特例納付の対象期間ではなく、時効により過年度保険料として納付できない期間であったことなどから、既に同委員会の決定に基づき、平成20年2月25日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

2回目の申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、A市から交付を受けた資料を提出し、3回目の申立てについては、申立期間の保険料を納付した領収書に押されていた印鑑の名前がB又はCであったことを思い出したとして申立てをしている。これらに対して年金記録確認愛知地方第三者委員会においては、申立人が提出した同市から交付を受けたとする資料には、保険料の納付を示す記載は見当たらず、同市では、昭和50年度において、B又はCという職員は年金担当部署に在籍していなかったとしていることから、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、既に同委員会の決定に基づき、平成21年7月23日付け及び22年7月28日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

4回目から8回目までの申立てについては、申立人から新たな資料及び情報の提供は無く、年金記録確認愛知地方第三者委員会の上記の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成23年8月24日付け、24年6月6日付け及び同年11月7日付けで、年金記録確認中部地方第三者委員会の決定に基づき、25年7月24日付け及び26年2月26日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

今回も申立人は、申立期間の国民年金保険料3万6,500円を納付した記憶があるとして9回目の申立てを行っているが、申立人の主張は年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情と認めるには足りず、そのほかに年金記録確認愛知地方第三者委員会及び年金記録確認中部地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの年金記録については、国民年金保険料が納付済みとされており、納付記録に問題は無い。

中部（三重）国民年金 事案 3774

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで

私は、申立期間当時、学生だったので、A市役所B支所で国民年金保険料の免除申請を行っていた。私が20歳（平成6年*月）になった翌年の7年4月に、免除申請については、年度ごとに申請が必要であると父親から言われ、前回の申請から1年もたっていないのに手続をしなければならないのかと不満に思いつつも、父親の所得証明書を添付し、免除申請を行ったことを覚えている。年金記録問題により、年金記録の通知が送付されたことがきっかけで免除記録が抜けていることが分かり日本年金機構へ調査の申出をしたところ、「免除制度につきましては、毎年度ごとに手続（申請行為）が必要です。」といった内容の回答をもらった。平成7年度又は8年度の免除申請は、もしかしたら4月ではなく1か月ぐらい遅れたような記憶もあり、詳細な時期は定かではないが、申立期間について、保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録における申立人の国民年金被保険者資格取得に係る事務処理状況によると、申立人の国民年金加入手続は申立人が20歳に到達した平成6年*月頃にA市において行われたものとみられることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除申請を行うことが可能であった。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続に係る免除の承認通知書又は却下通知書の受領の有無については具体的な記憶が無いとしており、申立人が申立期間当時に居住していたA市を管轄する年金事務所によると、申立期間に係る免除申請書は保存期間が経過しているため確認できないとしていることから、申立期間に係る免除申請手続の詳細は不明である。

また、申立期間の国民年金保険料が免除されるためには、免除申請を2回行う必要があるところ、オンライン記録の申立人に係る免除申請の処理状況によると、申立期間直前の平成6年8月から7年3月までの期間については免除申請年月日、承認期間、処理年月日が確認できるものの、申立期間については免除申請年月日、承認期間、処理年月日の記録は無く、記録の訂正及び取消等の不自然な事務処理が行われた形跡も見当たらず、行政側が2回連続して特定の被保険者の保険料の免除申請に係る事務処理を誤ったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の申請免除に係る所得調査の書類として、A市から医療保険に関する事項と年収に関する事項を記載する所得調査票という書類が暑い頃に2回送られてきたので、「収入はゼロ円」と記載して提出したとしているところ、同市によると、その書類は一定の対象者に毎年6月に市民税課から送付されていた所得申告書用紙のことを指すのではないかとしており、当該申告書は、国民年金保険料免除申請書の提出のあった者のみに送付されるものではないとしていることから、申立人が当該申告書を提出していた記憶があることをもって、申立期間に係る免除申請が行われていたとまで推認することはできない。

加えて、オンライン記録によると、申立人に対しては、平成10年7月14日付けで過年度保険料に係る納付書が作成されたものとみられ、この時点で時効が成立していなかった申立期間のうち、8年6月から9年3月までのいずれかの月の保険料が、免除ではなく未納とされていたことがうかがえ、年度単位で保険料の免除申請をしていたとする申立人の主張とは符合しない上、申立人が申立期間当時に居住していたA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に申立期間の保険料が免除されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記等）は無く、申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月
申立期間の賞与記録が無い。会社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社から賞与が支給されたと主張している。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、申立人、申立期間において賞与が支給されていないこと、及び当該賞与に係る保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合は、申立人の申立期間に係る賞与記録について、「賞与支払届の届出が無く、申立てに係る記録が無い。」と回答しているとともに、同健康保険組合から提出された適用台帳において、当該期間に係る賞与記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8694

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 9 月から 16 年 7 月 1 日まで

私は、平成 14 年 9 月から A 社に契約社員として勤務した。16 年 7 月頃、同社から、社会保険の強制加入に係る国の指導により入社時に遡り加入させた旨の説明を受け、遡及期間の保険料を給与から分割して支払ったにもかかわらず年金記録が無い。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の回答及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A 社は、「申立人の雇用保険は遡及加入させたが、厚生年金保険については、平成 16 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得させた記録となっている。申立期間に係る厚生年金保険料は控除していない。」と回答しており、同社から提出された「2004 年分賃金台帳」及び課税庁から提出された平成 15 年度（14 年分）から 17 年度（16 年分）までの市民税・県民税課税台帳により、申立人に係る厚生年金保険料は、オンライン記録どおり控除されたことは確認できるが、申立人の主張する申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月から 9 年 6 月 30 日まで

私は、A社（現在は、B社）に入社し、派遣社員としてC社に配属され勤務していた。しかし、所属していたA社の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が平成 7 年 8 月 21 日から 9 年 7 月 4 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、「資料が残っておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、A社の元役員は、「派遣社員については、原則、雇用保険のみで厚生年金保険は加入させていなかった。」と回答している。

さらに、A社の元事務担当者を含む複数の同僚は、「派遣社員は、希望者のみ厚生年金保険を取得させていた。」と回答している上、当該元事務担当者は、「派遣社員で厚生年金保険に加入している人は少なかった。」と回答しており、同社は、派遣社員については、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8696

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 49 年 11 月まで
② 昭和 50 年 1 月から 51 年 11 月まで
③ 昭和 52 年 11 月から 54 年 7 月まで
④ 昭和 55 年 7 月から 56 年 6 月まで
⑤ 昭和 57 年 11 月から平成 5 年 9 月まで

申立期間①はA社B支店、申立期間②はC社、申立期間③はD社、申立期間④はE社、申立期間⑤はF社での、それぞれの期間について、標準報酬月額の記録が、当時の給与額より低い額になっているので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、G厚生年金基金から提出された申立人に係る「厚生年金基金加入員台帳」によると、当該期間に係る標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録により、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち、昭和 48 年 7 月から同年 10 月までは 13 万 4,000 円、49 年 7 月から同年 11 月までは 20 万円であり、いずれも当時の上限の標準報酬月額であることが確認できる。

さらに、A社は、商業登記簿謄本により、平成 13 年 12 月*日に破産終結していることが確認できる上、申立期間①当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

申立期間②について、上記「厚生年金基金加入員台帳」並びにC社から提出された申立人に係る厚生年金保険及び厚生年金基金の届出の控えによると、当

該期間に係る標準報酬月額記録は、いずれもオンライン記録と一致している。

また、C社は、「申立期間②当時、複写式の様式を使用していた。届出の控え以外の資料は保管していないが、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していないと思う。」と回答している。

申立期間③及び④について、申立人のD社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る当該期間の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、E社に係る商業登記簿謄本によると、D社は、昭和55年3月*日にE社に社名変更しており、申立人は、D社及びE社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「当時の資料は残っていない。」としていることから、申立人の申立期間③及び④における給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

申立期間⑤について、申立人のF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人に係る当該期間の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

また、F社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人は、「当時の資料は残っていない。」としていることから、申立人の申立期間⑤における給与額及び厚生年金保険料の控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。